



(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 2 8 日

いわき市長 殿

提出者
住 所 福島県いわき市錦町綾ノ町16番地
氏 名 クレハ建設株式会社
代表取締役社長 佐藤 通浩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0246 (64) 8181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	クレハ建設株式会社
事業場の所在地	いわき市内各現場 (管轄所在地 : いわき市錦町綾ノ町16番地)
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高 183.3億円 (前年度実績)
③従業員数	195人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事施工により発生した産業廃棄物 (全種類) は、工事毎中間処理・最終処分業者に処理を全量委託する。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙1の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 施工検討会にての産廃処理への啓蒙活動（分別処理、プレキャスト材の採用による廃材発生削減、リサイクル推進）等 ・ 各工事現場毎、分別処理搬出の実施確認。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生量の削減と適正処理に努める様、指導・啓蒙を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、木くず、金属くず、紙くず、がれき類、 ガラス・陶磁器（廃石膏ボード、外壁材）等		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上、分別の徹底		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 実施実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	（これまでに実施した取組） 実施実績なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に則った処理を委託できる業者を選定し書面による契約を実施及びマニフェストの適正管理		

(第5面) 別紙2の通り

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 適正な処理業者の選定の継続、並びに可能な限り優良認定処理業者へ委託をする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

全社の産業廃棄物 統括管理責任・担当 (※1)	【組織名】：技術本部 品質・環境部 【産業廃棄物管理責任者】：品質・環境部長 《役割》 ○産業廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査 ○全社の産業廃棄物管理票の管理、各行政への報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発、指導 ○その他関係する事項
工事別産業廃棄物 管理担当者 (※2)	【組織名】：各工事現場の担当者 《役割》 ○監督官庁への報告 ○産業廃棄物管理状況の管理・監視 ○産業廃棄物に関する委託契約の締結 ○処理業者、再生利用業者の調査 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○その他関係する事項



